

岩美町危険木予備伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町危険木予備伐採事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は災害時等に倒れることが予想される危険木を予め伐採する経費を補助することで、倒木被害や交通障害を未然に防止し、町民の安全安心な生活と適切な森林整備に資することを目的として交付する。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、倒木が発生することにより、交通障害や人命に被害がおよぶ恐れのある国道、県道及び町道等（以下「公道」という）が存在する集落・地区・町内会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業は、岩美町森林整備計画に定める全ての森林区域において、災害発生時等に公道に倒木が予想される立木（樹種は問わない）の予備的な伐採、搬出及び処分（以下「伐採等」とする）とする。

(補助金の額)

第5条 町長は予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は前条に規定する事業の実施に要した費用（伐採木を搬出した際に利益が発生した場合は、これを控除した額）に4分の3を乗じて得た額とする。（円未満は切り捨てとする。）

また、町長が別に定める各種事業地元（受益者）負担率表における小規模集落等に対する軽減措置の対象となる場合には、当該軽減措置を適用した後の負担額に応じた補助額とする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 伐採等に要する経費の内訳がわかる見積書の写し
- (2) 位置図
- (3) 森林所有者の同意書

- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8で定める伐採届の写し
 - (5) 事業着手前の写真
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する交付申請は着手予定日の30日前までとする。

（交付決定）

第7条 補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、必要に応じ現地調査等により当該申請内容を調査し、補助金を交付すべきと認めるときは速やかに様式第2号による補助金交付決定通知書を申請者に交付するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第10条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額
- (2) 対象事業の追加又は中止及び廃止

（実績報告）

第9条 この補助金の実績報告は、事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して20日以内、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業着手後の写真
- (2) 領収書及び請求書の写し
- (3) 販売明細書の写し（伐採木を販売した場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和8年3月31日までとする。